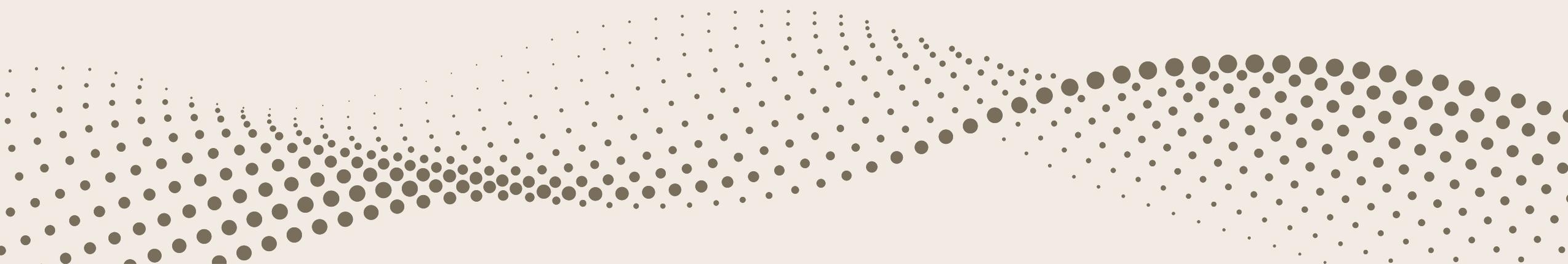


第3回生活保護システム等標準化検討会 -事務局資料-

地方自治体における情報システム（生活保護）の標準仕様書改定
に向けた調査研究等一式

2025/8/4



第3回生活保護システム等標準化検討会 次第

<日時・場所>

令和7年8月4日（月） 14:00～16:00 オンライン開催（Zoom）

<議題>

I. 開会

II. 議事

1. 第6回全国意見照会の結果共有

2. その他

III. 閉会

<配布資料>

資料1 事務局資料（本紙）

資料2 全国意見照会回答票（生活保護システム）

資料3 全国意見照会回答票（レセプト管理システム）

資料4 標準仕様書2.2版（案）_生活保護システム

資料5 標準仕様書2.2版（案）_レセプト管理システム

1.第6回全国意見照会の結果共有



1. 第6回全国意見照会の結果共有

1.1. 第6回全国意見照会の集計結果

- 第6回全国意見照会では、公金収納のデジタル化の実現に向けて追加した機能要件（納入通知書の作成機能、収納消込機能、eLTAX連携機能等）を意見照会の対象として意見収集を行いました。
- 意見照会の対象外の2.1版についてのご意見も頂きましたが、全てについて取りまとめを行いました。

意見反映数/意見総数（※1）

種別	生活保護システム				レセプト管理システム			
	機能帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	その他	機能帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	その他
機能追加	0/20	0/7	3/18	0/45	0/0	0/0	0/0	0/0
機能修正	6/18	3/4	2/4	0/10	0/0	0/0	0/0	0/0
機能削除	0/0	0/0	0/1	0/2	0/0	0/0	0/0	0/0
実装区分変更	1/57	2/2	0/0	0/1	0/0	0/0	0/0	0/0
誤記・整合性	1/3	0/0	1/1	2/3	0/0	0/0	0/0	0/0
その他	4/52	3/7	7/9	3/13	0/0	0/0	0/0	1/8
小計	12/150	8/20	13/33	5/74	0/0	0/0	0/0	0/0
合計 （※2）	38/277				1/8			

※1 意見数は、意見反映数/意見総数で表示しております。

※2 第2.2版だけでなく、第2.1版への意見も含んで合計を算出しております。

1.2. 意見の反映方針

- 第6回全国意見照会で頂いた意見について、昨年度と同様の反映方針を原則として反映要否や反映内容を検討しております。

<p>前提</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活保護業務を行うために必要な機能が不足しているという、標準仕様書1.1版への意見に対応するために、標準仕様書2.0版において内部帳票の帳票レイアウト・帳票詳細要件の定義を行い、監査のための機能要件を追加しました。また、2.1版においては法制度改正に伴う最低限の改版作業を行ったところです。 ✓ よって、標準仕様書2.1版は、現行の生活保護業務を行うために最低限必要な機能要件と帳票要件を網羅しているものと認識しております。
<p>反映方針 (原則)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準仕様書2.1版は生活保護業務を行うための最低限の機能要件と帳票要件が定義されておりますが、以下のいずれかに該当する意見は有用な指摘として反映する想定です。 (※帳票についての意見は下記①・②に該当するかの判断が難しいことも多いため、次年度以降の未来の業務のあり方WTの中で議論することも一案として想定しています。) ① 業務を行うために必要な要件や項目等が不足していることが、生活保護法や通知などの明らかな根拠に基づいて指摘されている場合 ② 意見や理由、根拠等を踏まえて、複数自治体において有用なことが明らかに判断できる場合
<p>議論対象の 意見 (原則)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記反映方針を踏まえて、検討会の議論対象となる意見は、以下の2つのいずれかに該当するものと想定しております。 ① 明らかな根拠に基づいてはいないが、業務を行うために必要な機能要件が不足している可能性が高いと想定される意見 ② 意見や理由、根拠等を踏まえて複数自治体において一定程度有用なことが想定されるが、事務局で判断できない場合

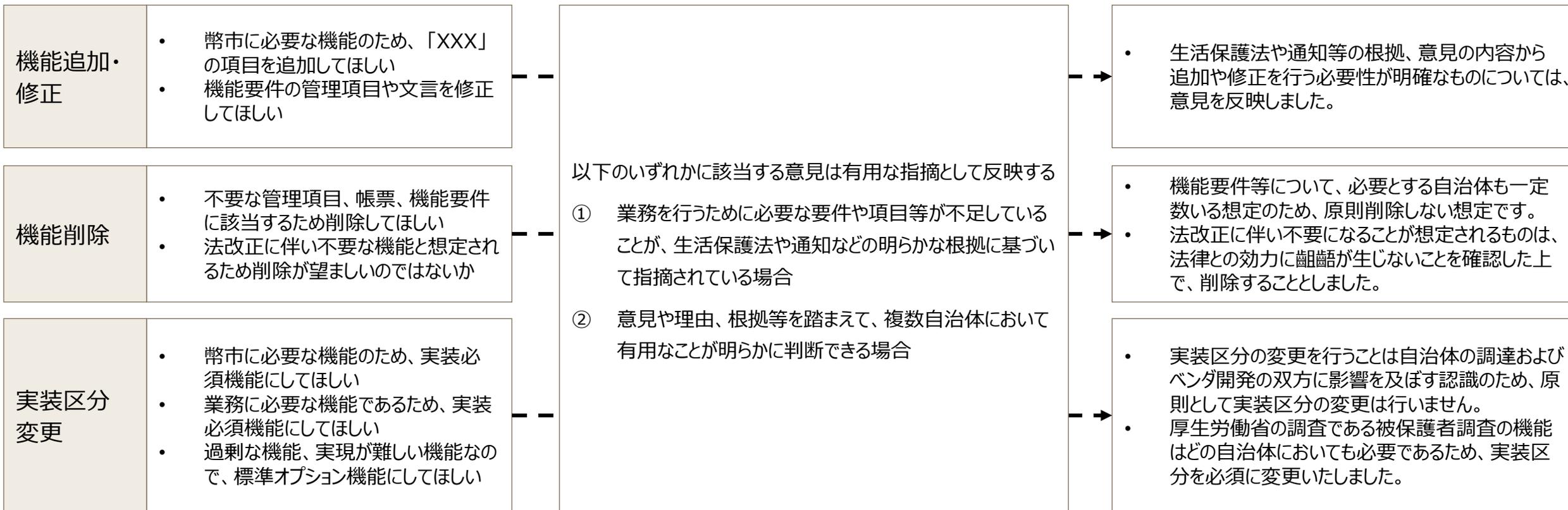
1.3. 意見の取りまとめ結果の概要

- 前項に記載した通り、検討会で議論を行うものは、反映方針を踏まえて事務局において判断に迷う意見としておりますが、事務局にて判断に迷う部分は無かったため、検討会委員の皆様のご意見を踏まえて協議する事項は無い想定です。
- 前項の反映方針に基づいた個別の意見の検討方針、反映有無、反映内容について別添資料をご確認いただき、ご意見があればお聞かせください。

意見照会意見（例）

反映方針

意見の検討結果



※ 「誤記・整合性」の意見については、指摘の通り修正を行っております。

※ 記載内容を踏まえて、質問と判断したものについては回答を記載しております。また、既に標準仕様書の機能要件等に対応可能と想定される意見については、反映は行っていません。

1. 第6回全国意見照会の結果共有

1.4. 標準仕様書2.2版の公表予定・適合基準日

- 本日の検討会を踏まえて、標準仕様書2.2版は令和7年8月末に公表する予定です。
- 「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」に基づき、標準仕様書2.2版の適合基準日は令和11年4月1日を想定しております。

1. 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について

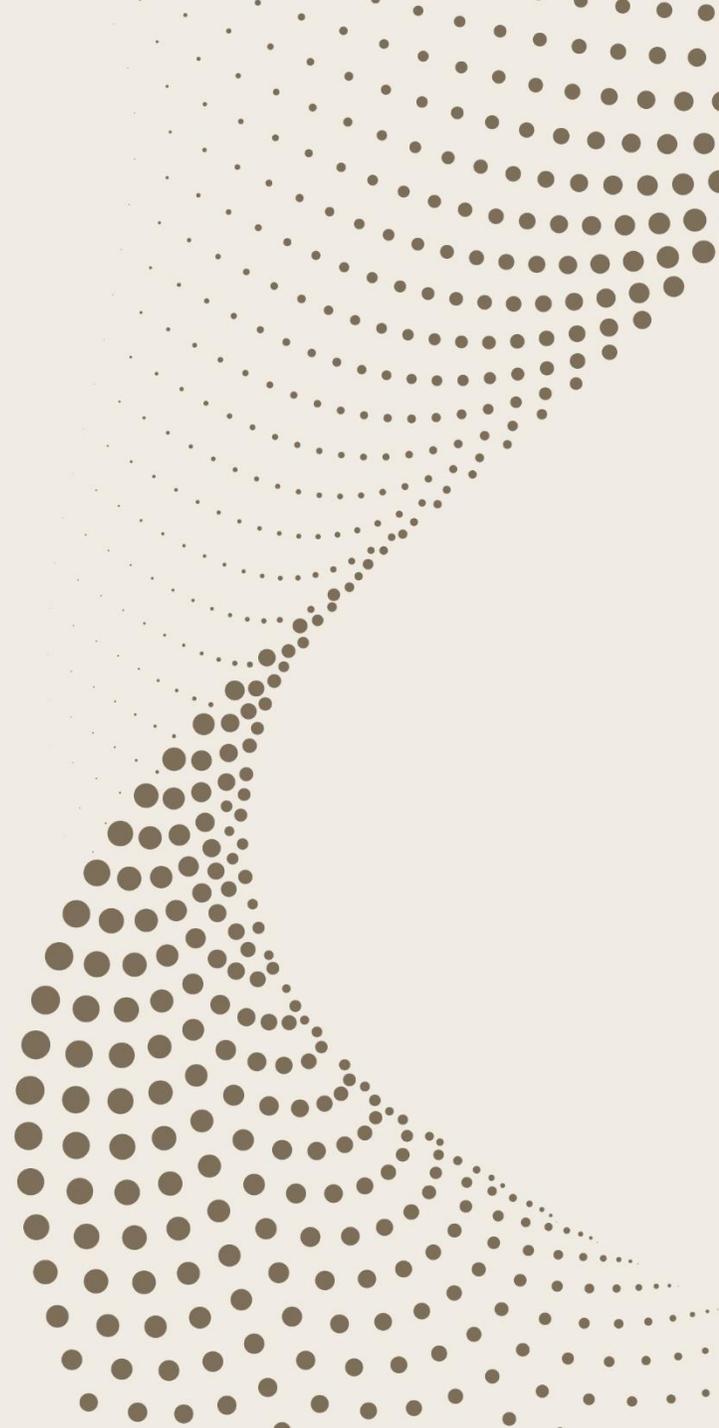
標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について

2. 移行支援期間（令和7年度まで）における標準仕様書の改定への対応については、令和7年度までの適合が**制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き**、令和8年度以降のシステム改修時において、標準に適合させることとし、標準仕様書の改定の際は、令和8年度以降の適合基準日（※）を設定することとする。
3. 標準仕様書の改定は、原則として、8月31日又は1月31日に行うものとする。
4. データ要件・連携要件標準仕様書については、各業務の標準仕様書の改定後1ヶ月後を目途として改定を行う。
5. なお、標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の**解釈の確認や疑義**等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、次ページの（1）、（2）の方法により、随時対応することとし、事業者等との認識共有を図る。

（※）適合基準日：基幹業務システムにおいて、標準仕様書に定める機能要件等について、適合するものとする基準日。

- ✓ 標準仕様書2.1版から2.2版へのシステム改修は、1年間程度の期間を要するものと想定しております。
- ✓ **標準仕様書2.2版の適合基準日は、2.1版の適合基準日から1年後の令和11年4月1日とする想定です。**

2.その他



2.その他

2.1. 今後の検討会のスケジュール

- 次回の検討会は11月上旬を想定しており、標準仕様書2.3版についての意見照会実施方針について検討および協議を行う予定です。
- 日程については、事務局内で別途調整を行い、検討会の委員の皆様へ周知を行います。

検討会の想定アジェンダ

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
	5月7日	6月上旬	8月中旬	11月上旬	1月中旬	3月上~中旬
目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 検討会立上げ（キックオフ） ✓ 今年度の検討内容、進め方等の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準仕様書改定案の協議 ✓ 意見照会実施方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 意見照会結果の反映 ✓ 標準仕様書の確認・承認 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準仕様書改定案の協議 ✓ 意見照会実施方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 意見照会結果の反映 ✓ 標準仕様書の確認・承認 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 未来の業務のあり方WT検討結果の承認
議題 (想定※)	<ol style="list-style-type: none"> 出席者紹介 令和6年度検討の振り返り 令和7年度検討会実施概要の説明 標準準拠システム移行に係る自治体への支援 	<ol style="list-style-type: none"> 第6回全国意見照会の実施方針 未来の業務のあり方WTの検討の進め方 標準化PMOツールへの意見内容の共有 	<ol style="list-style-type: none"> 第6回全国意見照会の結果共有 その他 	<ol style="list-style-type: none"> 標準仕様書（案）の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・法改正等に伴う標準仕様書の改定 意見照会実施方針の協議 <ul style="list-style-type: none"> ・実施範囲 ・実施方法、使用資料 ・質問事項 ・実施時期、期間 等 未来の業務のあり方WT検討状況共有 	<ol style="list-style-type: none"> 意見照会 結果共有 意見照会 反映方針協議 標準仕様書（案）の協議（照会結果の反映版） <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護 ・レセプト管理 未来の業務のあり方WT検討状況共有 	<ol style="list-style-type: none"> 未来の業務のあり方WT検討結果共有 次年度継続検討事項の共有・協議
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検討会 事務局資料 ■ 構成員名簿 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検討会 事務局資料 ■ 標準仕様書2.2版 改定 ■ 全国意見照会資料一式 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検討会 事務局資料 ■ 全国意見照会回答票（生活保護・レセプト管理） ■ 標準仕様書2.1版（案）（生活保護・レセプト管理） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 標準仕様書（案） ■ 意見照会資料（案） ■ 未来の業務のあり方WT資料 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 意見照会結果 ■ 標準仕様書（案:意見照会反映版） ■ 未来の業務のあり方WT資料 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 未来の業務のあり方WT検討結果 ■ 次年度検討事項

※ 第3回検討会までの議題は実績を記載

2.その他

2.2. 標準化PMOツールへの意見内容の共有方法

- 自治体や各システム開発事業者から頂いている質問・回答内容の一覧表について、厚生労働省所管のHP上で公開しているものを更新いたしましたので情報共有を行います。

標準化PMOツール一覧表

標準化PMOツール（マージ版）

シフト番号	依頼者	業務名	依頼カテゴリ	課題名	課題内容	PMOツール登録内容
270	自治体	生活保護	標準仕様書	標準仕様書1.1版への更新について	生活保護システム標準仕様書は、8月までに第1.0版が公表されました。複数のシステム事業者から、「年度末に第1.1版への改定が予定されている」という話を聞いています。第1.0版ベースでFit&Gap分析を始めていますが、改定で大幅に変わるようだとその作業が滞りかねません。このような課題が積み残されておらず、1.1版で変更になる可能性が高い内容を教えてください。確定直前に開催された8月月末の検討会資料でもあたりの記載されているものと推察いたします。遅やかに公表いただければ幸いです。	令和4年8月に標準仕様書1.0版が公表され、令和5年3月に標準仕様書1.1版が公表されています。今後は、令和5年3月での標準仕様書2.0版の公表が予定されています。
300	自治体	生活保護	標準仕様書	他システム連携について	機能要件8.1他システム連携・機能ID0210828に個人住民税システムに、個人住民税情報を照合できること。とあります。その他の項目でも照合できることとあり、下記二つをイメージしました。 イメージ①：生活保護システムに照合情報を提供し、生活保護システム内に個人住民税情報画面で確認する。 イメージ②：生活保護システムから個人住民税システムを認識させるシステムがあり、個人住民税システムの画面で確認する。 参照情報の設定の仕方も関係するかと関係できること。イメージをご確認ください。	2.0版の改定内容としては、以下を想定しております。 ・機能要件・標準要件・標準レイアウトの変更 ・機能要件の分割に伴う機能IDの再付番 ・指定要件の追加 ・オンライン資格確認に関する機能要件の追加
626	自治体	生活保護	その他	標準化対象業務につきまして	本項では、生活保護システム標準仕様書の表1-1 生活保護業務の整理に記載のあり「医療扶助」につきまして、「医療扶助システム」というシステムを使用しております。この「医療扶助システム」につきましては、生活保護システムとは別のシステムとして標準化対象となりますでしょうか。または、生活保護システムに含まれる形となりますでしょうか。	システムの実現方法は、ベンダによって異なる点がござります。参考としてデジタル庁が公開している、データ要件・連携要件の標準仕様書_総論に以下の記載がありますので、システム実装時にご活用ください。 ■データ要件・連携要件の標準仕様書_総論p.23 記載内容 3.4 連携技術仕様 機能別連携仕様で規定するデータ連携は、「3.2 機能別連携仕様」の連携方法に準ずる。ファイル連携の場合は、原則、差分連携とするが、事業者と地方公共団体の判断で全件連携とすることも可能とする。 (1) REST による公開用 API 連携 標準仕様システムは、当該標準仕様システムにおける機能別連携仕様に応じた、親会先のシステムの公開用 API を呼び出し、データを取得し、 (2) ファイル連携 提供側の標準仕様システムは、別に指定するフォルダに、提供するデータを保存したファイルを格納する。 親会側の標準仕様システムは、別に指定するフォルダに親会するデータを取りに行く。
1059	自治体	生活保護	標準仕様書	修正履歴付き標準仕様書の提供について	令和5年3月31日に生活保護システム標準仕様書1.1版が公開されましたが、修正履歴付きの標準仕様書も提供いただけますでしょうか。	貴自治体においては、医療扶助業務を「医療扶助システム」という独自システムを用いて行っている旨を認識しました。医療扶助システムは、自治体独自のシステムという認識であるため、標準化対象とはならないと認識です。 機能要件をご覧いただければと思いますが、医療扶助業務については、生活保護システムに含まれていると認識です。
1343	自治体	生活保護	標準仕様書	自治体種別②-③について	機能・標準要件1.1版にて追加された「自治体種別②-③」について、Fit & Gapを効率的に行うために、要請いたします。 ① 都道府県 ② 自治体内で複数の福祉事務所を所管（政令指定都市、一部の中核市等） ③ 自治体内で単一の福祉事務所を所管（例：②以外の市区町村） ここで、②の想定、③の第一は、保護実施機関の数を指すのでしょうか。 ※当該は種別の例のうち、③に該当いたしますが、保護実施機関の数は②の形態です。	令和5年3月31日に生活保護システム標準仕様書1.1版とそれ以前に公表された生活保護システム標準仕様書1.0版との違いについては、1.1版公表の際に見直しを併せて公表しているため、そちらをご確認ください。 また、標準仕様書1.1版からの変更箇所の把握が必要であることとあれば、令和5年度末に公開予定の生活保護システム標準仕様書2.0版においては、修正履歴付きの標準仕様書の提供を検討します。
1357	自治体	生活保護	標準仕様書	「別紙1」業務フローのExcel等の編集可能なデータ形式での提供依頼について	標準仕様書の「別紙1」業務フローについて、現状PDFでの提供がなされているが、Excel等の編集可能なデータ形式での提供をお願いしたい。Fit & Gap作業を行う過程で、標準仕様書と現行業務のフローの違いを示した資料を作成するにあたり、データでの編集が必要であるため、緊急対応をお願いします。	保護実施機関の数を示すと認識しております。 しかし、自治体種別については、標準仕様書本編の記載において、各自治体は自治体種別の類型を、自治体の業務の実情に基づいて選択することを可能にしているため、②と③のどちらを選択いただいても問題ありません。
1708	自治体	生活保護	標準仕様書	標準仕様書へ電子公印の印刷する際の透かし機能について	・標準に印刷する電子公印について、標準仕様書には、「使用できること」「印刷できること」といった記載はありますが（ex.「児童扶養手当システム 機能ID0200016、0200022、0200118」「生活保護システム 機能ID0210880、0210937」等）、「透かし機能（代表者氏名に重ねて印刷する際に、物理的な押印と同様に、氏名が透かしの電子公印の部分透過させる機能）」の記載がありません。この機能が実装できない場合、透かし代表者が氏名の無いものに代わった際に、電子公印が氏名を透かして印刷できない、といったことが想定されます。つきましては、以下の点についてご指示いただけますでしょうか。 Q：電子公印の透かし機能について、以下のとおり該当しますでしょうか。 ①標準仕様書に記載があり、実装可能である。（この場合、どこに記載があるかご指示ください。） ②標準仕様書に明記はされていないが、「印刷できること」の中で読める等、標準仕様書の解釈の範囲で実装して差し支えない。 ③標準仕様書に記載がなく、実装不可である。	Fit & Gap作業を行う過程で、編集可能なデータが必要な旨を認識しました。 標準仕様書「別紙1」業務フロー」について、次版の改定の際にExcel形式での提供を行うことを検討します。
1708	自治体	生活保護	標準仕様書	標準仕様書へ電子公印の印刷する際の透かし機能について	Q：電子公印の透かし機能について、以下のとおり該当しますでしょうか。 ①標準仕様書に記載があり、実装可能である。（この場合、どこに記載があるかご指示ください。） ②標準仕様書に明記はされていないが、「印刷できること」の中で読める等、標準仕様書の解釈の範囲で実装して差し支えない。 ③標準仕様書に記載がなく、実装不可である。	②に該当すると認識しております。 システムの実現方法については、システム実装時にベンダとご調整いただくことを想定しております。

公開先HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seiho_me.html

Build Beyond As One.®



アビーム、ABeam及びそのロゴは、アビームコンサルティング株式会社の日本その他の国における登録商標です。
本文に記載されている会社名及び製品名は各社の商号、商標又は登録商標です。